

第Ⅲ部
整備基準の解説



このマニュアルの見方

基本的な考え方

建物の敷地に接する道等から利用居室に至る経路、利用居室から車いす使用者用便房に至る経路及び利用居室から車いす使用者用駐車施設に至る経路のそれぞれ1以上を高齢者、障害者等が利用可能な経路（利用円滑化経路）とする。

基本的な考え方：
整備基準は、高齢者、障害者等がその日常生活において、生活に密接な様々な施設に「入ることができる」、「利用することができる」ことを最低の条件として必要な部分を整備することを目的としており、「基本的な考え方」ではそれぞれの項目を定める趣旨を述べています。

整備基準	整備基準の解説	目標基準	備考
ア 建築物に利用居室を設ける場合道等から当該利用居室までの経路	●「利用居室」には、店舗の従業員専用スペース等、当該施設に従事する者のみが使用する居室は含まれない。 ●利用円滑化経路は、連続させること。	○は整備基準を満足した上で配慮することが望ましい目標となる基準	図1
イ 建築物又はその敷地に車いす使用者用便房を設ける場合利用居室から当該車いす使用者用便房までの経路	●当該建築物に利用居室が設けられていないときは、道等までの経路を利用円滑化経路とする。 ●当該建築物に利用居室が設けられていないときは、道等までの経路を利用円滑化経路とする。	○は整備基準を満足した上で配慮することが望ましい目標となる基準	

●は整備基準の根拠や具体的な協議事項の審査の際の判断基準

整備基準の解説：整備基準の根拠や具体的な協議事項の審査の際の判断基準を示しています。

・は参考となる事項又は配慮が必要な事項

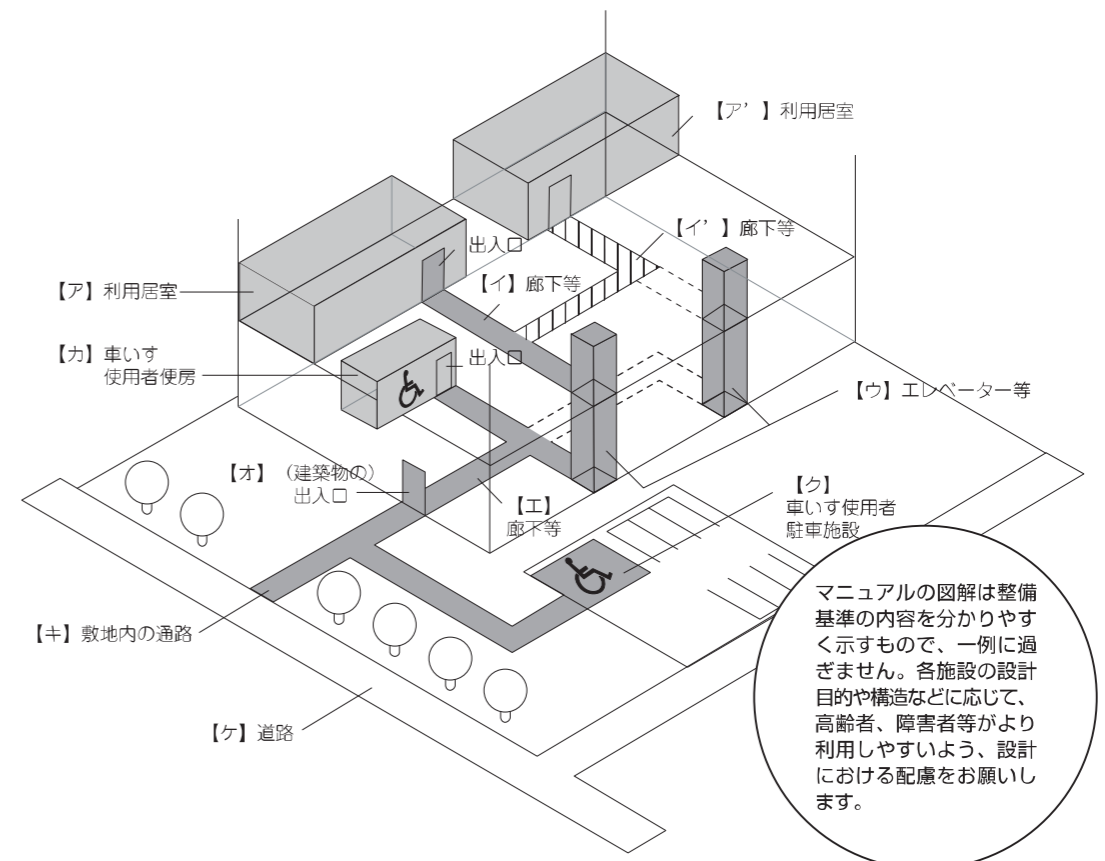
利用円滑化経路とする経路のまとめ

- ケース1 建築物に利用居室を設ける場合 「道等」⇒「利用居室」
- ケース2 建築物又はその敷地に車いす使用者用便房を設ける場合 「利用居室」⇒「車いす使用者用便房」
- ケース3 建築物又はその敷地に車いす使用者用駐車施設を設ける場合 「車いす使用者用駐車施設」⇒「利用居室」

用語

利用円滑化経路	高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路
高齢者、障害者等	高齢者、障害者、妊産婦、幼児、乳幼児を連れた人その他の者で、日常生活又は社会生活において行動上の制限を受ける者
多数の者	建築物を利用し、当該建築物においてサービス等の提供を受ける者
利用居室	多数の者が利用する居室
道等	道又は公園、広場その他の空地
車いす使用者	車いすを使用する者
車いす使用者用便房	車いす使用者が円滑に利用することができる構造の便房
車いす使用者用駐車施設	車いす使用者が円滑に利用することができる駐車施設

用語の解説：当該事項で使用する用語を説明しています。



マニュアルの図解は整備基準の内容を分かりやすく示すもので、一例に過ぎません。各施設の設計目的や構造などに応じて、高齢者、障害者等がより利用しやすいよう、設計における配慮をお願いします。

コラム：当該項目に関連する事項について、参考となる事項、補足事項などを示しています。

【車いす使用者が容易に開閉し、通過できる戸】
車いす使用者の開閉動作の容易さを考慮すると、自動式引き戸、手動式引き戸、袖壁を有する開き戸の順になる。(その前後に高低差がない)

■上図をもとに「利用円滑化経路」を例示すると、下表のとおり。

利用円滑化経路	利用円滑化経路の順路
ア 「道等」⇒「利用居室」	「【ケ】道等」⇒「【キ】敷地内の通路」⇒「【オ】(建築物の)出入口」⇒「【エ】車いす使用者用便房」⇒「【ウ】エレベーター等」⇒「【イ】廊下等」⇒「【ア】利用居室」(⇒「【イ']廊下等」⇒「【ア']利用居室」)
イ 「利用居室」⇒「車いす使用者用便房」	「【ア】利用居室」⇒「【イ】廊下等」⇒「【ウ】エレベーター等」⇒「【エ】車いす使用者用便房」
ウ 「車いす使用者用駐車施設」⇒「利用居室」	「【ク】車いす使用者用駐車施設」⇒「【キ】敷地内の通路」⇒「【オ】(建築物の)出入口」⇒「【エ】車いす使用者用便房」⇒「【ウ】エレベーター等」⇒「【イ】廊下等」⇒「【ア】利用居室」

1 建築物 (2を除く)



① 多数の者が利用する経路

a 高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路（利用円滑化経路）

基本的な考え方

敷地に接する道等から利用居室に至る経路、利用居室から車いす使用者用便房に至る経路及び利用居室から車いす使用者用駐車施設に至る経路のそれぞれ1以上を高齢者、障害者等が円滑に利用できるような経路（利用円滑化経路）とする。

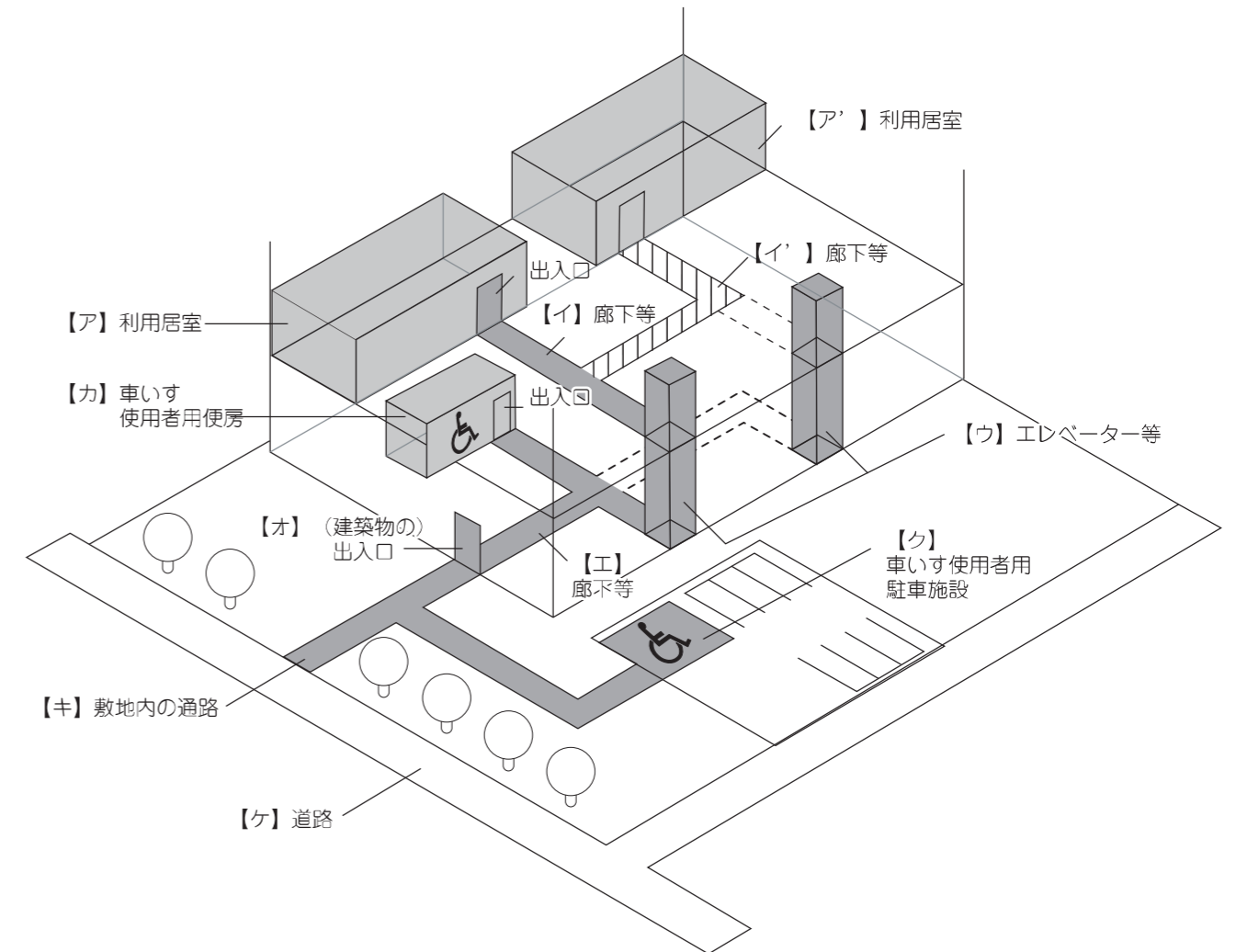
整備基準	整備基準の解説	目標基準	備考
(1)利用円滑化経路を設ける場合とその経路(8の項(1))	次に掲げる場合には、それぞれ次に定める経路のうち1以上を利用円滑化経路とすること。		
ア 建築物に利用居室を設ける場合 道等から当該利用居室までの経路	<ul style="list-style-type: none"> ●「1以上」とは、いくつかの経路が想定されるうち、最低1ルート以上を設定する必要があるということを指す。 ●「利用居室」には、店舗の従業員専用スペース等、当該施設に従事する者のみが使用する居室は含まれない。 ●利用円滑化経路は、連続させること。 		
イ 建築物又はその敷地に車いす使用者用便房を設ける場合 利用居室から当該車いす使用者用便房までの経路	<ul style="list-style-type: none"> ●当該建築物に利用居室が設けられていないときは、道等までの経路を利用円滑化経路とする。 		
ウ 建築物又はその敷地に車いす使用者用駐車施設を設ける場合 当該車いす使用者用駐車施設から利用居室までの経路	<ul style="list-style-type: none"> ●当該建築物に利用居室が設けられていないときは、道等までの経路を利用円滑化経路とする。 		

利用円滑化経路とする経路のまとめ

- ケース1 建築物に利用居室を設ける場合 「道等」⇒「利用居室」
- ケース2 建築物又はその敷地に車いす使用者用便房を設ける場合 「利用居室」⇒「車いす使用者用便房」
- ケース3 建築物又はその敷地に車いす使用者用駐車施設を設ける場合 「車いす使用者用駐車施設」⇒「利用居室」

用語

車いす使用者	車いすを使用する者
車いす使用者用駐車施設	車いす使用者が円滑に利用することができる駐車施設
車いす使用者用便房	車いす使用者が円滑に利用することができる構造の便房
建築物	生活関連施設に該当するもの
高齢者、障害者等	高齢者、障害者、妊産婦、幼児、乳幼児を連れた人その他の者で、日常生活又は社会生活において行動上の制限を受ける者
多数の者	建築物を利用し、当該建築物においてサービス等の提供を受ける者
道等	道又は公園、広場その他の空地
利用円滑化経路	高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路
利用居室	多数の者が利用する居室



■上図をもとに「利用円滑化経路」を例示すると、下表のとおり。

利用円滑化経路	利用円滑化経路の順路
ア 「道等」⇒「利用居室」	「【ケ】道等」⇒「【キ】敷地内の通路」⇒「【オ】(建築物の) 出入口」⇒「【エ】車いす使用者用便房」⇒「【ウ】エレベーター等」⇒「【イ】廊下等」⇒「【ア】利用居室」(⇒「【イ'】廊下等」⇒「【ア'] 利用居室」)
イ 「利用居室」⇒「車いす使用者用便房」	「【ア】利用居室」⇒「【イ】廊下等」⇒「【ウ】エレベーター等」⇒「【エ】車いす使用者用便房」
ウ 「車いす使用者用駐車施設」⇒「利用居室」	「【ク】車いす使用者用駐車施設」⇒「【キ】敷地内の通路」⇒「【オ】(建築物の) 出入口」⇒「【エ】車いす使用者用便房」⇒「【ウ】エレベーター等」⇒「【イ】廊下等」⇒「【ア】利用居室」

整備基準	整備基準の解説	目標基準	備考
(2)利用円滑化経路上の段差に関する規定 (8の項(2))	利用円滑化経路上に階段又は段を設けないこと。ただし、傾斜路又はエレベーター等を併設する場合は、この限りでない。	○利用円滑化経路上に階段又は段を設ける場合には、エレベーター等を併設すること。	図1
(3)利用円滑化経路の長さ (8の項(3))	利用円滑化経路は、可能な限り短くすること。		
(4)居室の読替規定 (8の項(4))	床面積の合計が1,000平方メートル未満の建築物であって、地上階又はその直上階若しくは直下階のみに居室がある場合における(1)の規定の適用については、(1)のA中「居室」とあるのは、「居室（地上階にあるものに限る。）」とする。	●床面積の合計が1,000㎡未満の建築物で連続移動が1層分のみの場合、傾斜路やエレベーター等の設置を免除する。 ・床面積は生活関連施設の用途ごとに判断する。 ・例えば、地上2階建て900㎡の物品販売業を営む店舗などが該当する。	図2
(5)道等の読替規定 (8の項(5))	(1)のAに定める経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により13の項の規定によることが困難である場合における(1)、14の項並びに23の項(2)及び(4)の規定の適用については、(1)のA中「道等」とあるのは、「当該建築物の車寄せ」とする。	・傾斜が急な敷地や広大な敷地に建つ建築物の敷地内の通路に関する読替規定である。 ●傾斜地等のため、一般的に高齢者、障害者等が徒歩によりアプローチすることが困難で、バスあるいはタクシー等で車寄せまで乗り入れる場合には、車寄せから建築物の出入口まで敷地内の通路の基準に適合させることで可とする。	図3



図1 階段と傾斜路の併設

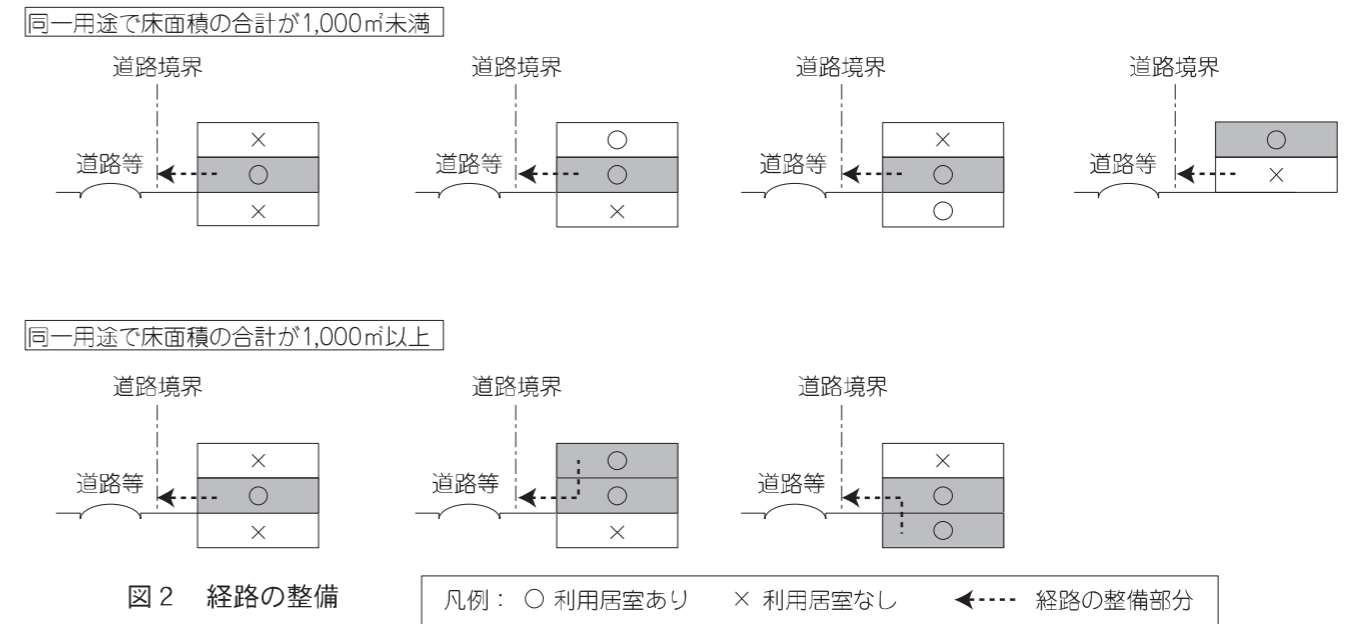


図2 経路の整備

用語

エレベーター等	エレベーター又はエスカレーター
階段	階段及び踊り場
建築物	生活関連施設に該当するもの
地上階	直接地上へ通ずる出入口のある階
道等	道又は公園、広場その他の空地
利用円滑化経路	高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路

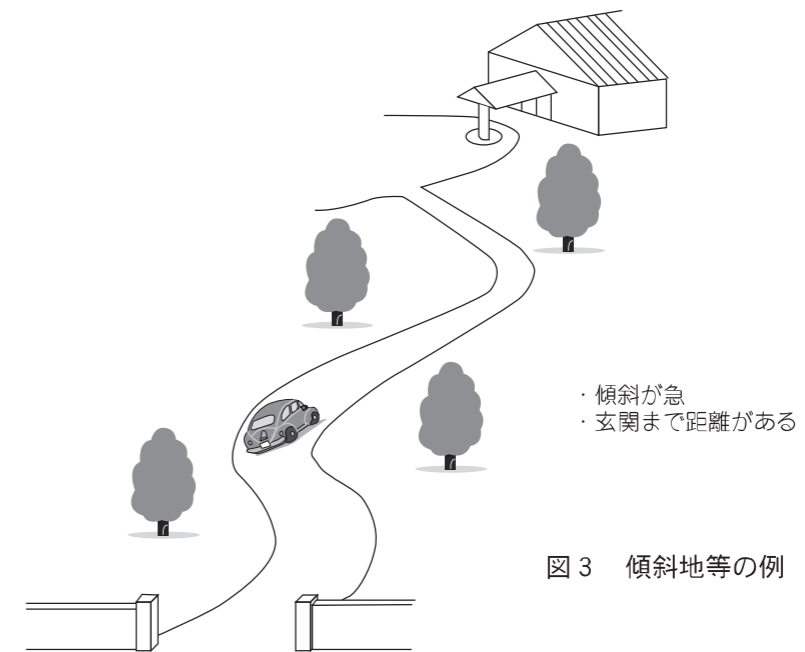


図3 傾斜地等の例

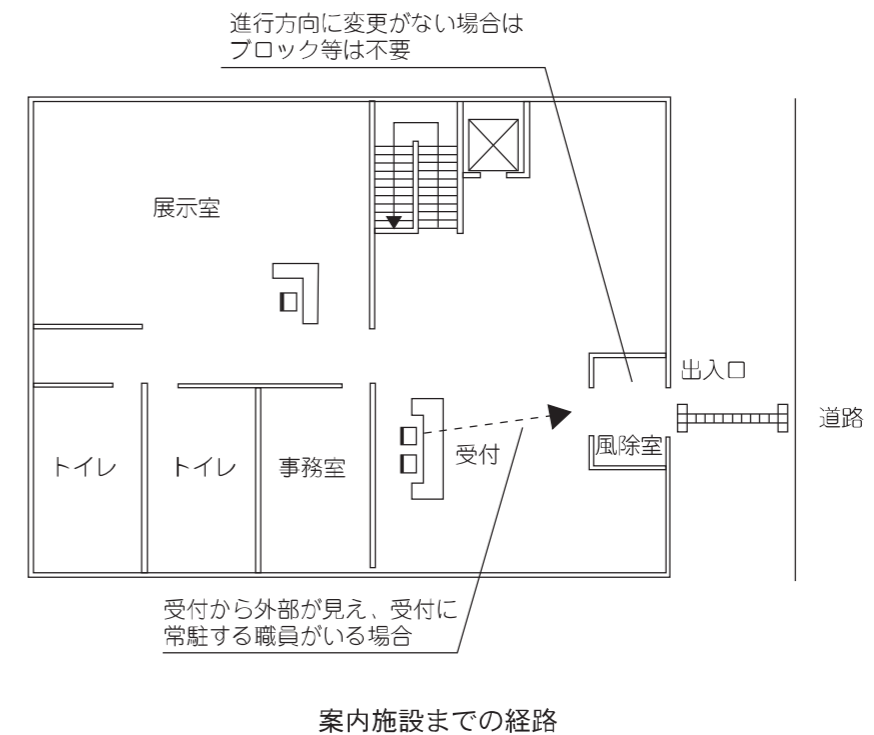
① 多数の者が利用する経路

b 案内設備までの経路

基本的な考え方

道等から案内設備までの経路は、視覚障害者が円滑に利用できるよう、線状ブロック等や点状ブロック等を適切に配置し、又は音声誘導装置を設置することが必要である。

整備基準	整備基準の解説	目標基準	備考
<p>(1)案内設備を設ける場合に視覚障害者利用円滑化経路とする経路(15の項(1))</p> <p>道等から14の項(2)の規定による設備又は同項(3)の規定による案内所までの経路(不特定かつ多数の者が利用し、又は視覚障害者が利用するものに限る。)のうち1以上を視覚障害者利用円滑化経路とすること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>ア 道等から案内設備までの経路が、自動車車庫に設けられるものである場合</p> <p>イ 建築物の内にある当該建築物を管理する者等が常時勤務する案内設備から直接地上へ通ずる出入口を容易に視認でき、かつ、道等から当該出入口までの経路が(2)に定める構造のものである場合</p>	<p>・不特定かつ多数の者が利用、又は主として視覚障害者の利用する「案内設備」までの経路に適用する。</p> <p>・「案内設備」とは、不特定かつ多数の者並びに視覚障害者が利用する場合に建築物等施設全体を把握することができる案内板(点字付含む。)、モニター付きインターフォンのような音声による誘導案内設備をいう。</p> <p>●案内設備を設ける場合は、道等から案内設備までの経路の1以上を視覚障害者利用円滑化経路とする。</p> <p>●次に掲げる場合は免除できる。</p> <p>①当該経路が、自動車車庫に設けられる場合</p> <p>②管理者等が常駐する案内設備から出入口が見渡せる場合で道等から出入口までの経路が視覚障害者利用円滑化経路の基準に適合する場合</p>	<p>○建築物又はその敷地に当該建築物の案内設備を設ける場合は、道等から当該案内設備までの経路(不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。)を視覚障害者利用円滑化経路とすること。</p>	



用語

案内設備	点字、音声その他の方法により不特定多数の者又は視覚障害者を案内するもの
建築物	生活関連施設に該当するもの
視覚障害者利用円滑化経路	視覚障害者が円滑に利用できる経路
道等	道又は公園、広場その他の空地

整備基準	整備基準の解説	目標基準	備考	
(2)視覚障害者利用円滑化経路の構造 (15の項(2))	<p>視覚障害者利用円滑化経路は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 当該視覚障害者利用円滑化経路に、視覚障害者誘導用ブロックを敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。ただし、進行方向を変更する必要がない風除室内においては、この限りでない。</p> <p>イ 視覚障害者利用円滑化経路を構成する敷地内の通路の次に掲げる部分には、点状ブロック等を敷設すること。 (ア) 車路に近接する部分 (イ) 段がある部分又は傾斜がある部分の上端に近接する部分。ただし、次のいずれかに該当する部分を除く。 a 勾配が20分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの b 高さが16センチメートルを超えず、かつ、勾配が12分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの c 段がある部分又は傾斜がある部分と連続して手すりを設ける踊場等</p>	<p>・「視覚障害者利用円滑化経路」と「利用円滑化経路」は、一致しなくてもよい。</p> <p>●玄関付近に点字案内板又は触知図を設ける場合は、通常の動線上に設ける。 ●視覚障害者誘導用ブロックは、黄色を原則とする。ただし、弱視者等が認識しやすいように、経路の床仕上げ材との間で輝度比2.0以上、明度差5.0以上を確保する場合は、黄色以外とすることができる。</p> <p>●経路を構成する敷地内の通路の次の部分には、点状ブロック等の敷設が必要である。 ①車路に近接する敷地内の通路の部分 ②段や傾斜の上端に近接する敷地内の通路の部分 ●段や傾斜の上端に近接する敷地内の通路の次の部分は、点状ブロック等の敷設を免除することができる。 ①勾配が1/20以下の傾斜路の上端に近接する敷地内の通路の部分 ②高さが16cm以下で、勾配が1/12以下の傾斜路の上端に近接する敷地内の通路の部分 ③段や傾斜のある部分と連続して手すりを設ける踊場等の部分</p>		図1

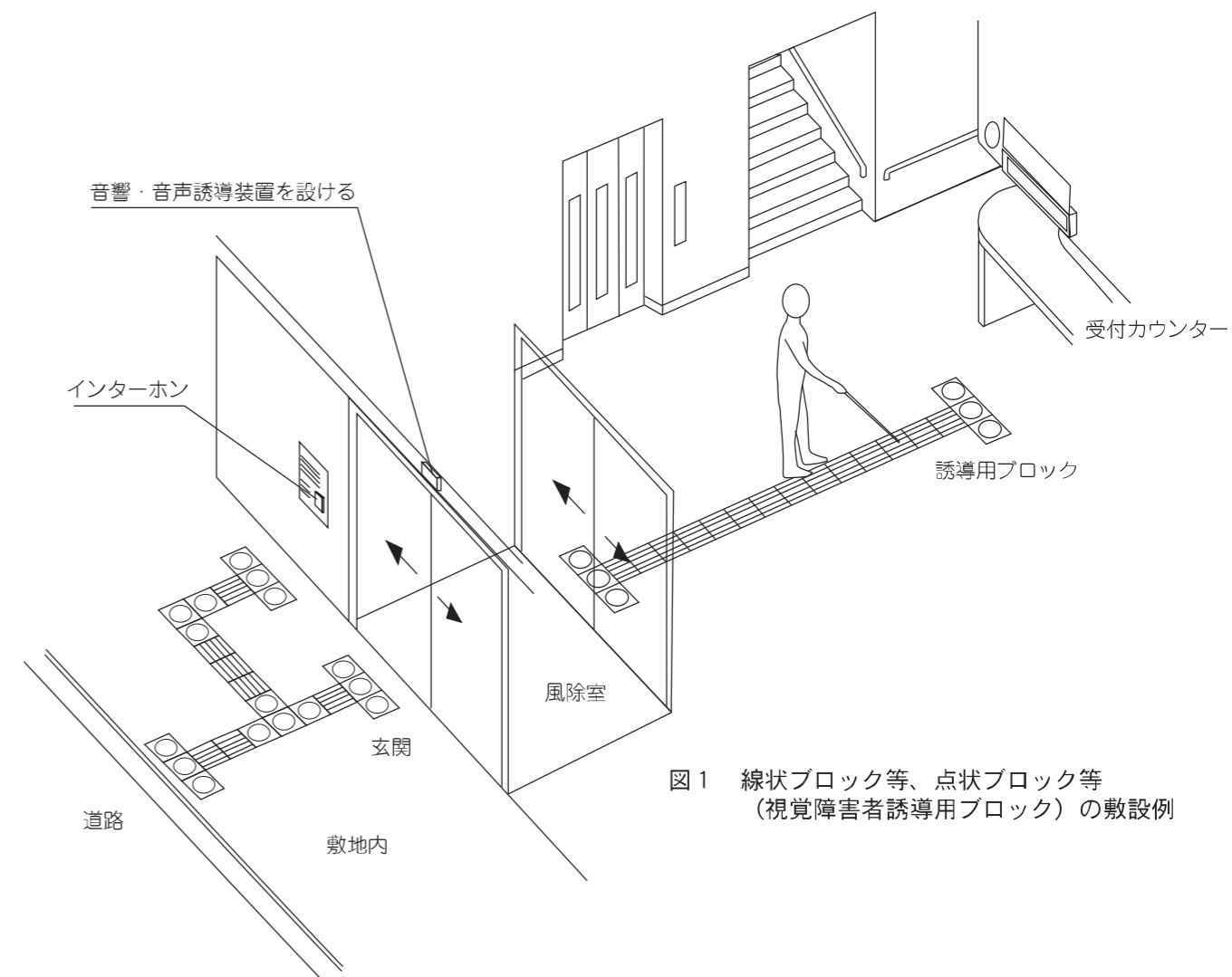


図1 線状ブロック等、点状ブロック等（視覚障害者誘導用ブロック）の敷設例

用語

視覚障害者誘導用ブロック	線状ブロック等及び点状ブロック等を適切に組み合わせたもの
視覚障害者利用円滑化経路	視覚障害者が円滑に利用できる経路
線状ブロック等	視覚障害者の誘導を行うために床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、線状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度の差が大きいこと等により容易に識別できるもの
点状ブロック等	視覚障害者に対し段差又は傾斜の存在の警告を行うために床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度の差が大きいこと等により容易に識別できるもの

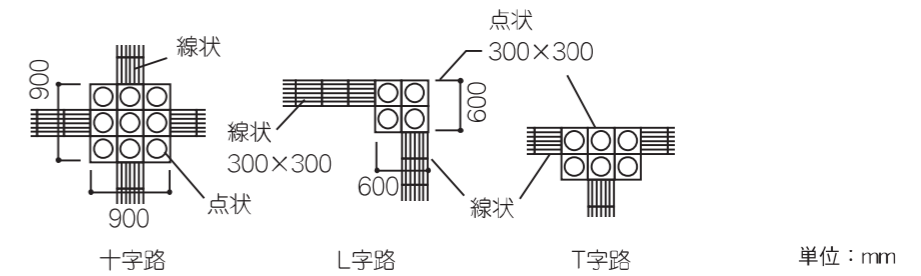
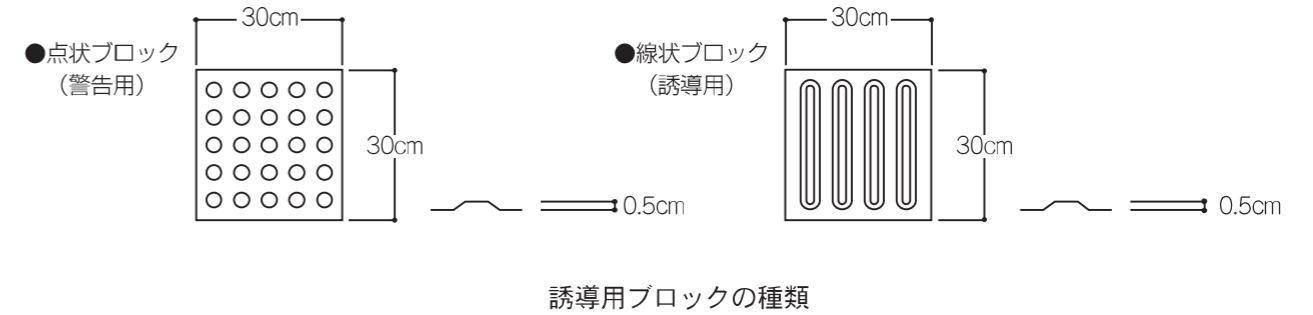
【参考】 視覚障害者誘導用ブロック・音声誘導装置

基本的な考え方

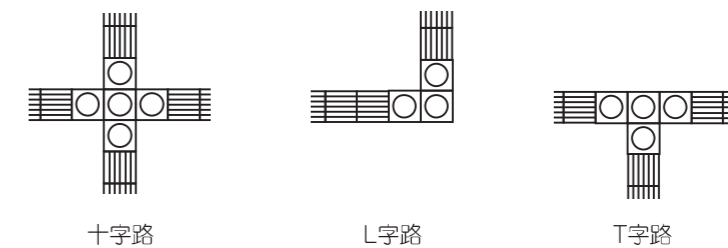
視覚障害者が、目的の場所に到達できるよう、障害の特性に応じた標示・誘導を行う必要がある。

必要な整備	
視覚障害者誘導用ブロック	<ul style="list-style-type: none"> ・視覚障害者に対する誘導用床材は、次のものを使用する。 <ol style="list-style-type: none"> ①移動の方向を示す線状の突起のある線状ブロック等 ②注意を喚起する点状ブロック等 ・点状ブロック等は、敷設幅と点の数の関係に留意する。 ・点状ブロック等は、段差部分、危険箇所の前面、誘導方向が変化する部分などに敷設する。 ・線状ブロック等は、誘導方向と線状突起の方向を平行にし連続して敷設する。 ・敷設幅は30cm以上とし、原則として湾曲しないよう直線状に連続して敷設する。 ・弱視者に配慮し、色は黄色（橙色）を原則とするが、他の色を選択する場合は、周辺の色との明度の対比などを考慮する。
音声誘導装置	<ul style="list-style-type: none"> ・音声誘導装置とは、視覚障害者の持つ発信機等にセンサーが反応して音声により誘導、案内を行う装置等をいう。 ・必要に応じ、表示板の位置を知らせるための誘導鈴を設ける。 ・必要に応じ、音声又は放送による案内を行う。

《 参 考 図 》



視覚障害者誘導用ブロックの配置（300角のブロックを使用する場合）



視覚障害者誘導用ブロックの配置（400角のブロックを使用する場合）

誘導用ブロックの設置例